

表題部 (主である建物の表示)		調製	平成9年11月20日	不動産番号	0308000134049
所在図番号	[余白]				
所在	新座市栄五丁目 4925番地32			[余白]	
家屋番号	4925番32			[余白]	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
居宅	木造スレート葺2階建	1階	55.48	昭和55年11月2日新築	
		2階	41.40		
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和55年12月10日 第59156号	所有者 新座市栄五丁目1番29号 男 澤 克 己 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年11月20日
2	所有権移転	平成30年11月9日 第34035号	原因 平成30年7月30日相続 所有者 新座市栄五丁目1番29号 男 澤 尚 子

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和6年10月4日

さいたま地方法務局志木出張所

登記官

岩 下 雄 二

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D53495 (5/5)

1/1